

令和2年2月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時31分）

これより、県土整備部関係の調査を行います。

この際、県土整備部関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料，説明資料（その2），資料1，2）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算
- 議案第15号 令和2年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第16号 令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第17号 令和2年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算
- 議案第27号 令和2年度徳島県流域下水道事業会計予算
- 議案第47号 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について
- 議案第48号 徳島県都市公園条例の一部改正について
- 議案第49号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第50号 建築基準法施行条例の一部改正について
- 議案第51号 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について
- 議案第60号 鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約について
- 議案第62号 権利の放棄について
- 議案第64号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について
- 議案第67号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

【報告事項】

- 旧徳島市文化センター跡地に係る徳島市からの照会について（資料3）
- 高潮浸水想定区域図の公表について（資料4）

北川県土整備部長

今議会に提出を予定いたしております県土整備部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元には、県土整備委員会説明資料及び同説明資料（その2）の2冊をお配りしております。

県土整備委員会説明資料（その2）は、2月補正予算の先議分に係るものでございます。

それでは、まず、県土整備委員会説明資料の目次を御覧ください。

御審議いただきます案件は、まず、令和2年度一般会計・特別会計予算として、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債並びに流域下水道事業会計予算でございます。

また、その他の議案等といたしまして、条例案、請負契約、権利の放棄、額の決定及び和解及び専決処分^{せんけつしゅん}の報告についてでございます。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

このページから6ページにかけては、令和2年度県土整備部主要施策の概要でございます。

県土整備部におきましては、新たな幕開けとなる、徳島版総合戦略を展開すべく、第1、県土強^{じん}靱化の加速と、第2、魅力あふれる地方の創生を二つの大きな柱とし、夢と希望の持てる持続可能な社会を実現するため、次の主要施策を展開することとしております。

まず、第1、県土強^{じん}靱化の加速では、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害などの大規模自然災害から県民の安全・安心を守るため、人が集い、安心して暮らすことができる強靱な県土づくりを加速するため、1、あらゆる自然災害への対策として、吉野川、那賀川の無堤地区における堤防整備や長安口ダムでの堆砂対策、I o T等の革新技术を活用した水防情報の発信強化など、浸水被害の軽減を図る事前防災対策を実施してまいります。また、土石流や地すべり防止対策、市町村が行うハザードマップ作成支援など、ハード・ソフト一体で命を守る土砂災害対策を推進するとともに、落石対策を実施してまいります。

2ページをお開きください。

さらに、住まいのスマート化と合わせた木造住宅の耐震化や応急仮設住宅の供給に向けた建設用地の事前準備を加速させてまいります。

次に、3ページを御覧ください。

2、「命の道」「活力の道」の整備として、四国横断自動車道、徳島JCT～阿南IC間の早期開通や阿南安芸自動車道の円滑な事業促進を図るとともに、災害時の孤立化を防ぐ命の道の整備を推進してまいります。

3、地域を支える建設産業の健全な発展として、引き続き、県内企業への優先発注の推進や適切な工期設定と施工時期の平準化に努めるとともに、4ページに移りまして、建設産業の生産性向上と担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

次に、第2、魅力あふれる地方の創生では、訪日外国人観光客6,000万人時代を見据え、効果的な誘客に向けた施策を展開するとともに、本県の持続的な経済成長と地域活性化を図る取組を加速してまいります。

まず、1、持続可能な地域公共交通とまちづくりとして、地域の実情に応じた、公共交通ネットワークの形成を促進するとともに、世界初のDMVの本格営業運行に向け、導入を促進してまいります。

次に、2、移住・定住を促す快適な生活環境整備として、移住者向け住宅や民泊、カフェ等の観光施設へのリノベーションに対する支援や総合的な生活排水対策を推進してまいります。

5ページを御覧ください。

3、地域の活力や魅力の向上として、津田木材団地のリノベーションや自転車活用推進

計画を展開してまいります。

次に、4、「ゲートウェイとくしま」の加速でございます。

空港を核とした国内外との交流拡大に向けた施策の展開やクルーズ客船の寄港誘致やコンテナ航路の活性化に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

5、観光誘客のためのインフラ充実として、道の駅において、子育て世代を応援する取組を推進してまいります。

続きまして、7ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目、計の欄を横に御覧ください。

左から2列目の令和2年度当初予算額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で663億3,387万9,000円を計上しております。

なお、前年度予算額との比較につきまして、別途お配りしております、資料その1を御覧ください。こちらの資料では、令和元年度の当初予算が骨格予算であったため、6月補正後の予算額として比較をしております。

（ア）の一般会計の表でございます、一番右端の率欄の下から3段目の小計の欄に記載しておりますように、率にして104.0パーセントでございます。

また、（イ）特別会計につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、公共事業の状況につきましては、資料その2を御覧ください。

令和2年度当初予算については、補正予算を含む、14か月県土強^{じん}靱化加速予算として編成し、最下段の公共事業総合計の左から4列目に記載しておりますように、公共事業費と県単維持補修費を合わせ、総額708億9,823万5,000円を計上しており、15か月予算比106.7パーセントとなっております。

補助・県単の公共事業費につきましては、表の中段、一般公共（補助）・県単公共の計の行、左から4列目に記載しておりますように441億5,174万7,000円を計上しており、15か月予算比103.5パーセントとなっております。

その下の国直轄事業につきましては、合計84億8,035万3,000円を計上しており、15か月予算比103.7パーセント、災害復旧も合わせた公共事業予算全体では、合計633億6,045万円を計上し、15か月予算比104.9パーセントとなっております。

特に、今回は、本県や全国知事会からの提言により、新たに、緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業費が地方財政対策に盛り込まれたほか、令和元年度に創設された緊急自然災害防止対策事業費につきましても、対象事業が道路防災対策にも拡充されるなど、有利な財源措置が講じられたことから、県単維持補修費につきまして15億円を増額し、総額75億円と過去最大を更新しております。

それでは、委員会説明資料にお戻りいただきまして、8ページをお開きください。

特別会計につきましては、公用地公共用地取得事業特別会計など、三つの特別会計の合計で、最下段の左から2つ目の令和2年度当初予算額欄に記載のとおり67億5,940万6,000円を計上しております。

なお、下から3段目の流域下水道事業特別会計につきましては、さきの11月定例会にて、地方公営企業法に基づく設置に関する条例の改正について御承認を頂き、令和2年4

月1日に、それまでの流域下水道事業特別会計から、地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行する予定としておりますので予算計上はございません。

なお、公営企業会計の予算につきましては、後ほど御説明させていただきます。

続いて、9ページを御覧ください。

このページから41ページにかけては、各課別の主要事項説明でございます。

今回、令和元年6月定例会で、補正予算の計上があった場合、前年度当初予算額及び比較欄の下段に括弧書きで、6月補正後予算額等を記載しております。

まず、県土整備政策課でございます。

県土整備部職員の人件費など、次の10ページに記載のとおり、合計で42億9,289万円を計上しております。

11ページを御覧ください。

建設管理課でございます。

新規事業として、建設産業のICT活用等による生産性の向上及び人材教育に要する経費など、次の12ページに記載のとおり、合計で1億4,089万8,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。

このページから14ページは、用地対策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、地価調査に要する経費など、合計で2,841万6,000円を計上しております。

14ページをお開きください。

公用地公共用地取得事業特別会計では、公用公共用事業用地の先行取得に要する経費など、合計で34億8,821万円を計上しております。

15ページを御覧ください。

高規格道路課でございます。

高速道路建設に係る用地事務の実施に要する経費など、次の16ページに記載のとおり、合計で40億2,418万3,000円を計上しております。

17ページを御覧ください。

道路整備課でございます。

新規事業として、旧道敷を活用したサイクルオアシスの整備をはじめ、次の18ページに記載しております、道路の維持修繕や改良・改築等に要する経費として、合計で184億7,825万円を計上しております。

19ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

市街地の道路整備に要する経費や、次の20ページに記載しております、都市公園の整備に要する経費など、合計で34億8,529万6,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

このページから23ページは、住宅課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、空き家対策の推進に要する経費をはじめ、次の22ページに記載しております、新規事業として、木造住宅の耐震化に向けた住まいのスマート化支援等に要する経費など、合計で14億1,309万1,000円を計上しております。

23ページを御覧ください。

県営住宅敷金等管理特別会計として、1億3,038万7,000円を計上しております。

24ページをお開きください。

営繕課でございます。

受託営繕工事に要する経費など、合計で2億1,166万3,000円を計上しております。

25ページを御覧ください。

河川整備課でございます。

河川の維持管理に要する経費をはじめ、26ページに記載しております、豪雨災害等に対し、施設整備や災害関連情報の提供や総合的な防災対策に要する経費など、27ページに記載のとおり、合計で85億8,497万円を計上しております。

28ページをお開きください。

流域水管理課でございます。

ダムの維持管理に要する経費など、合計で33億3,965万円を計上しております。

29ページを御覧ください。

砂防防災課でございます。

砂防工事や地すべり対策に要する経費をはじめ、ページ飛びまして、31ページに記載しております、災害復旧に要する経費など、合計で153億6,635万2,000円を計上しております。

32ページをお開きください。

このページから33ページにかけては、水・環境課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、新規事業として、浄化槽の整備促進や法定検査の普及啓発に要する経費など、合計で4億7,555万7,000円を計上しております。

33ページを御覧ください。

流域下水道事業特別会計につきましては、さきに御説明しましたとおり、公営企業会計へ移行いたしますので予算計上額はございません。

34ページをお開きください。

運輸政策課でございます。

このページから38ページにかけては、運輸政策課の一般会計・特別会計でございます。

まず、一般会計でございますが、新規事業として、新たな海上交通の実証運航に要する経費をはじめ、35ページに記載しております、港湾施設の整備に要する経費など、次の36ページに記載のとおり、合計で58億6,163万4,000円を計上しております。

37ページを御覧ください。

港湾等整備事業特別会計では、港湾機能施設の管理に要する経費や新規事業として、万代中央ふ頭における倉庫転換のリノベーションに要する経費など、次の38ページに記載のとおり、合計で31億4,080万9,000円を計上しております。

39ページを御覧ください。

次世代交通課でございます。

地方バス路線の維持・確保に要する経費をはじめ、次の40ページに記載しております、新規事業の航空貨物を利用し、モーダルシフトに取り組む物流事業者の支援に要する経費

など、合計で6億3,102万9,000円を計上しております。

続きまして、42ページをお開きください。

継続費の状況でございます。

一般会計の既決分でございます。落合2号トンネル新設事業ほか3件につきましては、既に御承認を頂き、事業を実施しているものでございまして、年割額、支出状況等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

43ページを御覧ください。

このページから44ページにかけては、債務負担行為でございます。

用地対策課の徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証ほか33件につきまして、それぞれ限度額の欄に記載しました額の債務負担行為を設定するものでございます。

45ページを御覧ください。

地方債でございます。

アの公用地公共用地取得事業特別会計では12億3,800万円を、イの港湾等整備事業特別会計では12億4,900万円を限度額として、事業の財源に県債を充てることとしております。起債の方法、利率等は、記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

46ページをお開きください。

2、流域下水道事業会計でございます。

流域下水道事業につきましては、地方財政法において、特別会計の設定と適正な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が定められており、更に収入の平準化、安定化や計画的な維持修繕費用の確保等を図るため、令和2年度より、新たに地方公営企業法の一部財務適用を行うものでございます。

それでは、まず、ア、業務の予定量につきましては、流域関連市町は、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町の5市町で、処理水量は記載のとおりでございます。

47ページを御覧ください。

イ、収益的収入及び支出では、収入につきましては、流域下水道維持管理負担金や長期前受金戻入など、合計9億9,896万6,000円を計上しております。

右に移りまして、支出につきましては、指定管理料や減価償却費など、収入と同額の、合計9億9,896万6,000円を計上しております。

次に、48ページをお開きください。

ウ、資本的収入及び支出では、収入につきましては、企業債借入れや一般会計からの補助金など5億2,766万円を計上しております。

支出につきましては、企業債償還金など5億2,766万円を計上しております。

次に、49ページを御覧ください。

エ、特例的収入及び支出につきましては、公営企業会計への移行に伴う会計処理により発生するものであり、未収金及び未払金は記載のとおりでございます。

オ、企業債につきましては2億7,400万円を限度額として、事業の財源に企業債を充てることとしております。なお、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

カ、一時借入金につきましては3億5,000万円を限度額として設定しております。

キ、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費

の1,791万9,000円でございます。

ク、他会計からの補助金につきましては、一般会計から3億5,477万2,000円を予定しております。

次に、50ページをお開きください。

このページからは、その他の議案等でございます。

まず、条例案でございますが、今回は5件の条例改正を提出させていただいております。

ア、徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に関する審査手数料について、所要の改正を行うものでございます。

イ、徳島県都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、徳島県蔵本公園の体育ホールに冷暖房施設を新設することに伴い、その使用料の額を定めるものでございます。

次に、51ページを御覧ください。

ウ、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部が改正され、県営住宅の入居に際し、高齢世帯やひとり親世帯等については、連帯保証人を不要とすること等について、所要の改正を行うものでございます。

次に、エ、建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、条項ずれについて、整理を行うものでございます。

52ページをお開きください。

オ、徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽法の一部が改正され、浄化槽保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修機会の確保を新たに定めるものでございます。

53ページを御覧ください。

請負契約についてでございます。

ア、主要地方道鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工に係る請負契約につきましては、一般競争入札により、資料に記載の共同企業体が落札しましたので、御承認をお願いするものでございます。

54ページをお開きください。

権利の放棄についてでございます。

県営住宅の家賃に係る債権のうち、いずれも退去後5年以上が経過し、名義人及び連帯保証人も既に死亡し、回収不能となっているものにつきまして、権利の放棄をお願いするものでございます。

放棄する債権は2件、総額で137万2,950円となっております。

県営住宅の滞納家賃につきましては、住宅課職員による夜間督促など、債権回収の努力を行っているところでございまして、今後も、更なる取組に努めてまいりますので、御理解を頂きますようお願いいたします。

55ページを御覧ください。

道路事故の損害賠償額の決定及び和解についてでございます。

令和元7月に、三好市県道山城東祖谷山線において発生した、落石事故に関しまして、記載のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものであります。

なお、本件は、損害賠償額が300万円を超えておりますので、専決処分の対象ではなく、議案として提出させていただく予定としております。

56ページをお開きください。

道路事故の損害賠償額の決定と和解に係る専決処分の報告につきまして、三好市地内の県道山城東祖谷山線などで発生しました道路事故5件につきまして、それぞれ記載の賠償金額で和解が成立しましたので、専決処分を行ったものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料その2について、御説明させていただきます。

令和元年度2月補正予算につきましては、国の新たな総合経済対策に伴う補正予算に呼応し、あらゆる自然災害を迎え撃つ県土強靱化を図り、県民の命と暮らしを守るため、令和2年度当初予算と合わせ、14か月県土強靱化加速予算として、今回、先議をお願いするものであります。

1 ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の下から3段目の計の欄を横に御覧ください。左から3列目の補正額欄に記載しておりますとおり、県土整備部合計で140億2,351万5,000円の増額をお願いしております。

その右隣の計欄には、補正後の額を記載してございますが846億5,108万2,000円となっております。なお、財源内訳につきましては、右の括弧欄に記載のとおりでございます。

2 ページをお開きください。

特別会計でございますが、今回、特別会計の補正はございません。

続く3ページから11ページは、補正予算に係る各課別の主要事項説明についてでございます。

まず、3ページを御覧ください。

高規格道路課でございます。

国直轄事業負担金など、合計5億3,135万円の増額をお願いしております。

4 ページをお開きください。

道路整備課でございます。

道路の改築や補修などに要する経費として、24億271万5,000円の増額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。

都市計画課でございます。

都市公園の整備に要する経費など13億4,335万円の増額をお願いしております。

6 ページをお開きください。

河川整備課でございます。

流下能力を高める河道掘削や堤防強化に要する経費として、7ページに記載のとおり78億1,100万円の増額をお願いしております。

8 ページをお開きください。

流域水管理課でございます。

国直轄事業負担金として5億100万円の増額をお願いしております。

9ページをお開きください。

砂防防災課でございます。

総合的な防災対策に要する経費など10億5,760万円の増額をお願いしております。

10ページをお開きください。

水・環境課でございます。

市町村が実施する農業集落排水事業に対する経費として1,250万円の増額をお願いしております。

11ページを御覧ください。

運輸政策課でございます。

港湾施設のうち、大規模な補修に要する経費など3億6,400万円の増額をお願いしております。

12ページをお開きください。

今回の補正予算のうち、国直轄事業負担金を除く国庫補助事業等のうち、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。

追加分は、水・環境課の農業集落排水整備事業費として、最下段、右から2列目の欄に記載のとおり1,250万円となっております。

次に、13ページから18ページまでは、一般会計の変更分といたしまして、さきの9月議会で、御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。

18ページをお開きください。

変更分を反映した補正後の合計は、表の最下段、右から2列目の欄に記載のとおり282億8,399万7,000円となっております。

これらの事業につきましては、できる限り早期執行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、提出を予定いたしております案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2点、御報告させていただきます。

1点目は、旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る徳島市からの照会についてでございます。

お手元にお配りしております、資料その3を御覧ください。

資料の1ページのとおり、2月4日に徳島市から、旧徳島市文化センター跡地の県有地について3点の確認事項が記載された照会文書の提出がありました。

確認事項は、1点目として、昭和34年9月26日に徳島市議会が議決した、徳島都市計画街路元町安宅線施行に伴う協定が実際に締結されていたかどうか。締結されていた場合には、協定書が県に存在するかどうか。

2点目として、県が寺島川の埋立地を徳島市に使用させてきた根拠は何か。また、それを裏付ける資料が存在するかどうか。

3点目として、昭和35年2月9日県告示第72号及び昭和39年3月27日県告示第137号に基づく寺島川の埋立て範囲が分かる資料が存在するかどうかとなっており、照会文書には、資料の2ページ以降のとおり、徳島市が独自に行った調査結果も添付されております。

す。

なお、資料の9ページのとおり、2月5日付けで徳島市に対し、確認事項についての資料は不存在である旨、回答を行ったことを御報告申し上げます。

2点目は、高潮浸水想定区域図の公表についてでございます。

お手元の資料その4を御覧ください。

高潮浸水想定区域図につきましては、想定し得る最大クラスの高潮が発生した場合の浸水区域や浸水深などを表示したものであり、県民の皆様に、高潮による浸水の状況を知っていただき、迅速かつ円滑な避難につながることを目的として、去る1月28日に公表したところであります。

今後は、高潮被害の軽減に向けて、関係市町が行うハザードマップの作成を支援するとともに、氾濫の危険性が高まったことを知らせる、高潮特別警戒水位の設定を進めるなど、関係機関と連携し、迅速かつ適切な避難につなげる取組を引き続き、しっかりと進めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

岡委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

重清委員

報告事項にありました、旧徳島市文化センター跡の県有地の問題について、11月定例会後の徳島市の動きと対応をまず伺いたします。

森都市計画課長

11月定例会以降の徳島市の動きと対応について御質問を頂きました。

旧徳島市文化センター跡地の県有地につきましては、令和2年2月4日に、徳島市から旧徳島市文化センター跡地の県名義の土地に係る確認についてとしまして、資料の3ページを御覧いただきながら、御説明したいと思います。

昭和34年に徳島市議会が議決した徳島都市計画街路、元町安宅線施行、この部分が192号のアンダーパスの施行に伴うものでございます。これに伴う協定が、実際に締結されたかどうか、締結された場合、協定書が県に存在するかどうか。

2点目としまして、県が寺島川の埋立地を徳島市に使用させてきた根拠は何か、またそれを裏付ける資料、貸付契約書等が存在するかどうか。

3点目としまして、昭和35年2月9日の県告示第72号及び昭和39年3月27日県告示第137号に基づく寺島川の埋立て範囲が分かる資料、しゅん工図面等が存在するかどうかという3点を2月17日までに回答するよう照会されたものでございます。

このことにつきまして、既に県も調査を行っておりまして、存在が確認できないことから、昨日2月5日に徳島市に不存在である旨を速やかに回答したところでございます。

重清委員

徳島市の資料は徳島市の土地であるとの認識を示したものであり、県にも認識を示せと記載されておりますが、県の考えをお伺いいたします。

森都市計画課長

徳島市から県にも認識を示せという記載がございまして、その考えの御質問を頂きました。

この土地につきましては、県有地として登記されておりました、県の土地であることは明白である。また、徳島市の新ホール候補地の検討時の徳島市の資料、それからこれまでの協議の中でも県有地であることは徳島市も既に認めております。

それにもかかわらず、市有地であると主張を行うのであれば、当然その立証は徳島市が行うべきであると考えております。

重清委員

徳島市は対応を改めるのではなかったのか。こんなことでは土地交換協議の再開はしばらく無理ではないかと思えます。

また、ホール整備を位置付けた徳島駅周辺まちづくり計画と密接な関係にある、鉄道高架事業の予算はどうなるのかお伺いいたします。

森都市計画課長

鉄道高架事業の予算について御質問を頂きました。

令和元年度の予算でございまして、3者合意がなされれば、都市計画決定の移行に移行しまして、都市計画決定後に速やかに事業着手できるよう、事業着手に必要な予算としまして、国の事業認可の取得のための資料作成や測量調査などに要する経費といたしまして、公共鉄道高架事業費5,350万円。徳島市が行う徳島駅周辺まちづくり計画や二軒屋駅付近まちづくり計画に対する補助金としまして、鉄道高架関連まちづくり補助金としまして1,665万円。そのほかに、先行取得用地に関わる経費、県単鉄道高架事業費としまして270万円。それから徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会の活動に対する補助金としまして33万4,000円、合計7,318万4,000円を計上しているところでございます。

令和2年度の当初予算につきまして、県事業費市補助金としまして、先行取得用地に関わる経費としまして、県単鉄道高架事業費270万円、それから徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会の活動に対する補助金としまして33万4,000円の合計303万4,000円を計上させていただいているところでございます。

重清委員

鉄道高架事業は、重要な施策であります。7,300万円から300万円への減額。これはどういう理由かお伺いいたします。

森都市計画課長

予算計上の理由について御質問を頂きました。

徳島市におきまして、そごう徳島店の撤退や新ホール整備事業の見通しが不透明であり、徳島市の計画が将来を展望したまちづくり計画になっているとは言えない状況で、都市計画決定、事業着手などの公共鉄道高架事業費と鉄道高架関連まちづくり補助金の計上を見送っているところがございます。

また、今後、徳島市から、そごう徳島店の撤退などによるにぎわいへの影響の検証を踏まえた、まちづくりの具体的な計画が示された後に、しっかりと内容を見極めた上で議会に報告し、事業着手に必要な予算としまして、改めて議会にお諮りしたいと考えております。

重清委員

徳島市において、徳島駅周辺まちづくり計画の見通しは不透明であり、鉄道高架事業費を減額したのは当然であると思います。今後、徳島市から具体的なまちづくり計画が示され、内容を見極めた上で対応すればいいのではないかと思います。

土地の帰属問題は、県名義で登記されており、市有地であると主張するならば、法律に基づいて徳島市が立証すべきであると思います。

昨年の徳島市議会、県議会で決議がされました。それは両方とも、新ホールの早期整備を求める、新ホールの早期実現に向け県市協調全力で取り組むことを強く求めています。今回、徳島市長は昭和34年、昭和35年の話を出してきております。ほぼ60年前の話です。私が生まれる前の話を今出してきておりますので、これではなかなか決議であったような早期建設、これはもう徳島市長はする気はないのではないかと。このような状況では、県議会、徳島市議会から言われた早期整備に向かって、今から土地の問題から始まるのだとしたら、60年間の話を全部しないといけない。これではなかなか無理だと思いますので、私は理事者に対して、12月19日の徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議を厳守することを再度要望して終わります。

山田委員

私からも、その点についてお伺いしたいと思います。

資料が不存在だったということですが、どういう調査をされて不存在だったのかというのが1点。それと、かなり徳島市が具体的にいろいろと提案しています、元町安宅線のアンダーパスの所の用地が徳島市であったものが、引換えに寺島川の埋立地にということが言われて、協定が存在すると。既に昭和34年9月24日に新聞報道されているということですが、この指摘についてどういう認識を持たれているのかということ、違うということであれば違うと言ってくれればいい。事実が違うというものかどうかははっきり答えてほしい。

森都市計画課長

今回の書類の存在について、どのように調査をしたのかということで、私どものほうで当然、資料を収納してある倉庫でありますとか、文書を保存してある場所につきまして、調査をいたしまして確認したところ存在していなかった。

それから、今回のアンダーパスや徳島市の書かれている資料についての認識というところでございますが、これについても国道敷を施工する時に、当然、土地交換等につきましては、国道を付け替えということになりますので、その際の用地の整理等は当然なされるものであると考えております。道路のほうについては、当然なされることであつたのだらうと認識しております。

山田委員

なされたものであつたのだらうということですが、ここに吉田委員から借りているが、昭和34年9月24日に新聞報道もされています。当然、森都市計画課長はこの昭和34年9月24日の新聞報道等は目にして、そういう認識を言われているのか。こんなものは見ていないと言うものかも含めて、きちんと県民の前に示してもらいたい。私はどっちがどうだと言うつもりはないが、事実関係はきちんとしていくことが必要であり、徳島市がこれだけの資料を添えてきているわけです。

それだけにそうでないと、資料は存在しないと答えたというのは分かるが、それでは県民の皆様はそうかということにはなりません。そこら辺の点を確認したいのです。

まず、昭和34年9月24日の新聞報道は、森都市計画課長自身は既に目を通されているわけですね。

森都市計画課長

新聞に記載されております、昭和34年9月24日の内容につきましては目を通しております。

山田委員

目を通したのだったら、この徳島市の整合性というのはそれなりにあると私自身は素朴に思うのですが、そういう認識でいいのですか。県も一応新聞に目を通したということが分かった。そしたらここに書かれている徳島市の主張にも一定の道理があると。これは徳島市が悪いとか県が良いとか何とか言うのではなく、客観的に見て当然そういう結論になる。

そうでないと言うのだったら、それこそ徳島市が立証するのではなくて、県が違うということについて明らかにしないと、こういう新聞報道の客観的な事例もあるわけですから、その辺はどういう認識をされているのですか。

森都市計画課長

新聞報道の内容についての御質問でございます。

新聞の内容につきましては、ここに記載されておりますのは、この当時の知事と徳島市長が協定を結ぶということで話合いが付きという内容になっておりますが、話合いが付いたということで、協定がなされたと記載されてないと私は解釈しております。

山田委員

寺島川の埋立て問題解決というのがサブタイトルでうたわれています。当時の知事と徳

島市長が協定を巻かれたと見るのが当然だと思うのです。それと違う、協定は巻かれていないというのが県の見解ですか。しかし今回知事と徳島市長が協定というのを見出しですよ。その見出しからしたら、徳島市のほうが客観的に見たら道理があると思うのが当然だと思うし、それと違うのだった違うという点について、県民に向けた説明をしっかりとしてほしいと思うのですがいかがでしょうか。

森都市計画課長

現時点で、その協定書の存在、それが県のほうにも徳島市のほうにもないという状況でございます。

山田委員

そんなことは分かっています。私の質問に教えてくださいよ。

知事と徳島市長が協定と、寺島川の埋立て問題解決と報道されている状況から見たら、徳島市のほうから徳島市議会の議決も含めて、主張に道理があるのではないかと聞いています。

県としてそれと違うと言うのだったら違うだけの根拠、資料を出してほしいと思うのですが、その点についてはっきりと御答弁をお願いしたい。

森都市計画課長

この県有地につきましては、昭和44年、昭和45年に登記されたものでございます。

登記されているということは、第三者に対抗できるということで、異議があるのであれば、当然、徳島市のほうが立証すべきであると考えております。

山田委員

水掛け論になっているようで、本会議で、また付託委員会でということになるが、今の説明を聞いたら県民の皆さんそうかということになりません。

さらにもう1点聞きます。ここの鉄道に引付いた所の、車がなかなか入れないような県有地1,650平方メートルについて、県は活用策というのをお持ちなのですか。

森都市計画課長

県有地の有効活用ということで、この度、徳島市のほうには新ホールの建設地ということで、こちらのほうから交換の話を提案しまして、徳島市のほうも同意したという経緯がございますので、有効活用という部分ではそういった考えで進めています。

山田委員

つまり、いろいろな今までのいきさつは別にしたら、新ホールをここに建てるのが一番の有効活用だという答弁でした。そのとおりだと思います。県民、徳島市民の皆さんがここについて非常に関心を持たれて、市民だけではなく、達田議員が阿南のほうでのいろいろな集会に行っても、このことが話題になる、県民的な話題になっているわけです。それだけにしっかりとその点は答えてほしいと思います。

先ほど重清委員から鉄道高架事業の話が出ました。7,300万円が300万円に大幅に減額したということで、新ホールのことも影響しているという認識を言われました。

ずっと聞いてきたのですが、鉄道高架事業の予算執行の状況、いつから執行ゼロが続いているのですか、その理由も含めて。

森都市計画課長

鉄道高架事業の予算につきまして御質問を頂きました。

鉄道高架事業につきまして、執行がゼロになっているのは平成27年度からでございます。

その理由につきましては、徳島市のほうで徳島駅周辺まちづくり計画が整っていないということもございまして、当然、都市計画決定を進めるに当たっては徳島駅周辺まちづくり計画も密接に関係があるということで、それから進んでいないという状況でございます。

山田委員

平成27年度以降、幾ら予算を計上して、その度に全部残念ながら執行されていないという状況になっているわけですが、その金額は一体どれぐらいになるのかということについて御答弁ください。

岡委員長

小休します。(15時18分)

岡委員長

再開します。(15時19分)

森都市計画課長

平成27年度からの鉄道高架事業の予算ということで、平成27年度につきまして予算計上が2,170万円ほどでございます。平成28年度は6,200万円ほどでございます。平成29年度は7,300万円でございます。平成30年度につきましても7,300万円でございます。

山田委員

これだけのばく大な金額が結局執行できていない。

平成27年度2,170万円から執行できていないのに、平成28年度6,200万円に増やして、その後7,000万円で推移して、知事は度々、この鉄道高架については都市計画も含めてしますと公約に掲げていました。

そういうことから見ると、私自身は以前も申し上げましたけれども、この鉄道高架事業というのはやはり白紙に戻して、撤退すべきだと思います。

いずれにしても今日、森都市計画課長から聞いた話を含めて、新ホールの問題について、残念ながら具体的な県のほうの説明は聞けなかった。資料不存在、新聞は見たという話だけでした。到底、県民の皆さんは納得できないと思います。

時間が来ましたので、これに基づいて一般質問やあるいは付託委員会でまた聞いていきたいと思えます。

古川委員

補正予算について先ほど説明ありましたが、今回、事前復興・県土強^{じん}靱化の更なる加速ということで、140億円ぐらいの予算を付けています。洪水対策はじめ、しっかりと進めていってほしいと思えますので、よろしくお願いいたします。

この中で、通学路等の交通安全対策ということで、1億円余りの補正予算が計上されていますが、これはどういったものなのでしょうか。

村上道路整備課強^{じん}靱化・安全対策担当室長

2月補正予算の提案につきまして、通学路等の交通安全対策の予算についての内容ということでございます。

こちらの交通安全対策につきましては、昨年5月、滋賀県大津市で保育園児らが死傷した事故、そういったことを踏まえまして、未就学児が日常的に移動する経路につきまして保育所、それから幼稚園等の関係機関、道路管理者、警察等が連携しまして、緊急安全点検を全国一斉に実施しております。こうした点検により確認された県管理道路におけます危険箇所につきまして、舗装のカラー化とか路面標示、それから防護柵等の安全対策を関係機関と連携しまして、早急に実施していくための予算として2月補正予算に提案をさせていただいているところでございます。

そのほかにあわせまして、小学生を対象にいたしました通学路の交通安全対策としまして、県内の市町村が策定しております、通学路交通安全プログラムに基づきまして、通学路におけます安全確保に取り組む予算、それから歩道整備の予算、こうしたものを計上させていただいております。

古川委員

分かりました。そういう事故に、いろいろと調査をして対策ということですが、カラー舗装とか路面標示というのはかなり効果があるのですか。

村上道路整備課強^{じん}靱化・安全対策担当室長

交差点等におきましては、まず視認性ということで、ドライバーに対しましてアピールできる効果として、カラー舗装それから路面標示、そういったものの対策を講じているところでございます。

古川委員

分かりました。やれることはとにかくやっていくということで、良いことだと思います。

もう1点、今回の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、県営住宅の連帯保証人を不要とするという改正の案が出されて、これは本当に高齢者とかひとり親の家庭にとっては有り難い改正と私も感じておるのですが、この高齢世帯、ひと

り親世帯, また等と付いていますが, そのあたりの定義を教えてください。

山口住宅課長

優先入居を今までも行ってきた世帯ということで, 高齢世帯, ひとり親世帯を代表として掲げさせていただいております。

具体的には, それ以外ですと, 障がい者世帯, DV被害を受けた方, 18歳未満の子を3人以上扶養している多子世帯, 生活保護世帯, あとは引揚者, 中国残留邦人, 炭鉱離職者, これは古い時代のものも含まれておりますので最近余りないかも知れませんが, こういった方々を対象として想定しております。

古川委員

分かりました。最後にもう1点, 先日, 浄化槽の関係の全国大会もありまして, 成功裏に終わったということも聞いておりますし, 今回浄化槽の関係の法律も改正されて, また国も力を入れている。県も今, しっかり取り組んでいくという予算でございますが, 来年度に向けて浄化槽の推進をどのように図っていくのか, 大きくで結構ですので言っていただきたいと思っております。

三好水・環境課長

今年度, 浄化槽法の改正がございました。この4月1日からの施行になります。

その浄化槽法の改正の趣旨と言いますのが, 単独浄化槽から合併浄化槽への転換と, 浄化槽の適正な維持管理, 特に徳島県はその部分が単独浄化槽の数も多いということで, 一番の課題となっております。

そういう法の改正の趣旨も踏まえまして, 今回, 予算措置としまして市町村設置型というような話もありましたが, 市町村が浄化槽を設置していくという趣旨の事業でございますが, それに対する助成金を上げてみたり, そういう部分で単独浄化槽から合併浄化槽への転換を市町村がやる際に, いろいろな支援をやっていけないかということで, そこに力を入れてやっていきたいと考えております。

古川委員

了解しました。浄化槽関係, 水処理の関係, 県のほうは遅れているということなので, 組織体制も含めて強化をして進めていってほしいと思っておりますので, よろしく願いいたします。

高井委員

短く2点だけお伺いします。

先ほどの北川県土整備部長からお話があった, 旧徳島市文化センター跡地の県名義の土地に係る確認についての件なんですけど, もう一回教えてください。

森都市計画課長から徳島市のほうには不存在だということを答弁したとおっしゃってました。これは口頭で伝えたのか, どのような形で伝えたのか。また, (1), (2), (3)と1点ずつどれも存在しないときちゃんと回答したのか, もう一回確認させてください。

い。

森都市計画課長

徳島市への回答の内容についてでございます。

今回添付させていただいております、資料の9ページに、徳島市への回答を添付させていただいております。

3点ございましたが、全て不存在ということで回答をさせていただいております。

高井委員

これは、徳島市のほうに送ったということですか。返すときに、お会いしてお渡ししたか、話はなされたのでしょうか。

森都市計画課長

私どもの担当のほうで持参して、向こうに渡したという状況でございます。

高井委員

徳島市としては、これをその場で見て受け取ったという理解でよろしいのですね。その時に何か話はなかった、とりあえず受け取ったということですか。何か話がありましたか。

森都市計画課長

内容を確認していただきまして、全てないのですねということで、向こうも確認したというところでございます。

高井委員

先ほどから議論がありましたが、ないものを証明するというのは非常に難しいというか、ほとんど無理だと思います。

有るものがそれが正しいかどうかを立証するのは、きちんと手続をすればいけるのだろうと思うのですが、ないものをどうしてないのかを証明するというのは非常に難しいと思いますし、重清委員がおっしゃったように当時の関係者がほとんどいないというか、多分当時の徳島市議会の関係者は誰も分からないだろうし、立証できない。

そんな中でこの文書を拝見すると、確かにこれは一生懸命事実に基づいて書いているのだろうと推測はいたします。新聞報道が常に100パーセント正しいかどうかというのは、それも、それこそ裁判でないと分からない部分もあるのだろうと思うのですが、やはり決め手は、なぜ協定書がないのか。だから何らかの理由でこういう協約までは話ができたにもかかわらず、協定書を巻くまでに至らなかったという事実が現に今、存在しているわけで、徳島市側にもその協定書がないと、それはなぜだか分からないと徳島市のほうも書いているわけですね。とすると、県のほうも当然なぜだか分からないというのは、そういうふうになるわけであって、要するに徳島市がこれを出すことによって何を主張したいのか。元々徳島市のものだから徳島市に返してくれと言いたいのかどうか、私は非常にこの

真意を測りかねている部分があります。

それに加えて徳島市が、昭和34年の新聞報道があり、その後、徳島市が文化センターを建てています。その時には県と協約は交わしていないということは、徳島市は徳島市の土地であると勘違いして建てたんだらうかというふうに思うんですね。しかし今の認識としては県有地で登記されていて、県のものというふうに徳島市も認識しているわけで、だから前回の話の中で交換するという事に合意したのだらうと思います。

だから現在の認識は、徳島市のほうもこの土地が県有地として登記されているということをつかっていた上で、更にこの文書を出してこられた。どういうふうに向かいたいのか、私も真意を測りかねているところです。

県としても、もちろん誠実に全部調べて対応する中で、なかったという回答をしているのでありますから、その次の徳島市の対応としては、徳島市のほうがなぜないのか、何かないのかということを出してくることによって次の展開が生まれるのだらうと思います。それを徳島市のほうにきちんと、徳島市がこういう主張をされるのでしたらしっかりとその根拠になる何か、ものをきちんともう一回持ってきてほしいということを県としては要請すべきかなと思うのですがいかがでしょうか。

森都市計画課長

これまでも県の土地であるということで、登記がなされておりますということは徳島市にもお伝えはしておりますので、徳島市のほうで判断されて、それが徳島市の土地であるというような根拠があるのであれば、それで立証していただければと思っております。

高井委員

もし、飽くまでも徳島市が、やっぱり徳島市の土地ではないかということをつ主張するのであるならば、前回まで交わした土地交換をしましょう、交換することによって話ができれば進めましょうという話も全部ほごになってしまうという感じがします。

そもそも、県の土地と認めていないということまで立ち戻るのであれば、県議会で一生懸命話したことも、もしかしたらほごになるのかなと思って心配します。いずれにせよ、そうした意見をきちんと徳島市のほうに伝えているわけですから、また徳島市のほうから話があれば、また議会のほうなり関係者にもお話があつてしかるべきだと思いますので、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

もう1点は香港季節定期便の件であります。

デモのことからはじまり、今度は新型コロナウイルス感染症と非常に大変な状況になっていると思いますが、私は香港季節定期便を何とか成功させたい、してほしいと思います。

先般、香港に行かせてもらいましたが、非常に親日的ですし、香港は市場としてもとても魅力があると思います。徳島県はせっかく国際化された徳島阿波おどり空港を香港のキャセイドラゴン航空との連携をしっかりと取って、次の通年便につなげていくぐらい、背水の陣の思いで是非ここは進めてほしいと思います。

非常に難しい局面ではありますが、まだ今のところ中国の便と違って停止ということになっていないですし、キャセイドラゴン航空の側からは特に今のところ話がない状況です

か、どういう状況なのか、まずは教えてください。

以西次世代交通課長

香港季節定期便について御質問を頂きました。

香港季節定期便でございますが、昨年12月11日に初便が飛びまして、現在も就航しているという状況でございます。

多くの皆様にこの直行便を利用していただいているというところではありますが、現状で申し上げますと、1月までの状況にはなりますが、1月末まで延べ15往復30便が運航いたしまして、利用者の方は3,449名、それから搭乗率ですが71.0パーセントという数値が出ている状況でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響で、いろいろと日々状況が動いているところではございますが、徳島への季節定期便に関しましては、航空会社のほうから何か計画とは違うようなことと言いますか、情報を頂いているような状況ではないということで、計画どおり運航が続けられるものと認識しているところでございます。

高井委員

なかなか搭乗率は当初の目的には達していないということもあるようですが、本当に私はこの厳しい状況の中でよく頑張っていると思います。是非ここは成功につなげるべく、また引き続き対応をお願いしたいと思います。

検疫のことなんですが、徳島阿波おどり空港で検疫体制も、新型コロナウイルス感染症の対応についても今しっかり取り組んでくれていると思いますが、まだ発生はしていませんし、これからも厳戒態勢というか、もしものことに備えていろいろな体制を執っていかねばならないと思います。今の検疫体制と今後の想定というか、いろいろなことに対する対応として、どのような状況で取り組んでいらっしゃるのかお聞かせください。

以西次世代交通課長

まず、機内の状況について御説明をさせていただきます。

香港から徳島に向かう機内におきましては、航空会社におきまして厚生労働省が作成をしております、健康カードが配付されておきまして、中国武漢市に滞在した方でせきや発熱などの症状がある場合、それから解熱剤を服用しているといった場合、こういった場合は検疫官に申し出るようにというような機内でのアナウンスを行っております。

それから入国後14日間につきましては、健康状態に留意をしていただくようにということで、万が一症状が出た場合には、マスクの着用と医療機関を受診するようにといった注意喚起を併せて行っているところでございます。

それから、香港から入国者ということでターミナル内での話になりますが、ターミナル内に検疫のコーナーがございまして、そちらでは厚生労働省の職員がサーモグラフィーを使って発熱等の症状を確認したり、それから14日以内の湖北省滞在歴、こういったところについても確認をしているというところでございます。

それと税関のコーナーを通過した後には手指をアルコール消毒する、そういったコーナーも新たに設置をいたしまして、可能な限りウイルスを持ち込まないような取組を空港

施設において行っているという状況でございます。

それから体調不良、やはり自己申告していただくことが大事になってまいりますので、そういった呼び掛けをするようなポスターも掲示させていただくなど、対応のとれるものについて空港施設関係者とともに協力をしながらやらせていただいている状況でございます。

高井委員

万全の方策をとってくださっているようで安心しました。

早く、インフルエンザのように検査キットというか、政府も総上げで関係者の方も簡便にでもウイルスを発見できるような、対策を講じていると思いますが、今なかなか検疫体制も十分でない中で、診断というかそういう部分難しい中で、今できる最大限のことを引き続き取り組んでほしいと思います。それと同時にきちんとうがいや手洗いをしたり、体調面に気を付けたりいろいろなことすれば、致死率は高くない病気ですので、体が弱っている方には非常に厳しいものがありますが、やはり、過度におびえすぎずにしっかりと自衛策をとるといふことも、引き続き宣伝も含め対応をお願いしたいと思います。是非、これからもいろんな不測の事態に備えて頑張っていただければと思います。

吉田委員

徳島市新ホールの問題で要望になるのですが、山田委員に取り上げていただいた新聞記事でありますとか、当時に徳島市議会で土地を交換したことを議決した文書であるとか、ごく普通の一般の市民の方から私の所に届くのです。署名が始まったので、協力お願いしますとかいうのも届いています。

行政において手続が非常に重要であることは理解しますし、今までのことで徳島市にちょっとミスがあったりしたことも理解するのですが、そういういろんな市民の思いというのは、やっぱり早く解決してほしいというものであることは分かっていると思うのです。自治体というのは国も県も市も平等なはずなのですが、一般の方から見たら県が徳島市の上に立って抑えつけているように、そうではないとは思っているのですが感じられているような気がします。

今回の徳島市の資料に出していただいた、遠藤徳島市長から飯泉嘉門殿ということで照会が来ていますが、これの答えの文書を見ますと徳島市市民環境部文化振興課長に徳島県県土整備部都市計画課長から公印を押して伝えられているというのも、こういうこともあるのかもしれないですが、徳島市長から知事に来ているものを課長から課長にお答えされているというのも、一般の行政の素人から見ると、そういうふうに感じられるのかもしれませんが。

答弁はもう同じことになると思うので、特に求めませんが、そういう市民、県民の思いを、こういうことが出てきたのをきっかけに、また、少しでも進むように、新聞記事のこともありますし、よろしくお願ひしたいと思います。

登記というのは動かし難い事実ですし、それが全てなのかもしれませんが、先ほど高井委員がおっしゃったように、今更こういうことを出すということがまた逆戻りするということ側面もありますが、それだけこじれてしまったということで何とか歩み寄ってということ

を一言要望したいと思い発言しました。よろしく申し上げます。

森都市計画課長

公印のお話がありましたが、徳島市のほうには課長印というものがないということで、それで遠藤徳島市長から知事のほうへという文書が送られたものだと思います。

谷本県土整備部副部長

徳島市新ホールの対応について要望がありました。

先ほど来、重清委員また高井委員から県としてしっかり対応するように要望を頂いております。

私ども県としましては、12月19日に県議会で決議された意向を踏まえてしっかりと今後でも対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

重清委員

関連で。昭和34年、昭和35年ぐらいつと県と徳島市がもめて新聞にも載っていたが、昭和44年に登記したと、そうしたら県の職員もたくさんおるし、徳島市の職員もおるし、徳島市議会議員もおる、県議会議員もいて、こんな話がでてきておって登記した時、誰も気が付かないし文句も言わなかったという状況でしょう。そこら、県の職員も徳島市の職員も分からなかったのですか。徳島市が言っているのは、何かあったのと違うかな、そこらが昔の私らは生まれていないので分からないのだけど。

(「県の財産というのはへでもなかった、そんなものは」と言う者あり)

何もなかったらよいのだが、その新聞を見たら結構もめておって載っているからみんな知っている話でしょう。この土地、交換となっているのに、勝手に県が登記したって誰も気が付かなかったというのが、これはちょっとおかしい。これどういう状況かと杉本委員も分からないと言うから分からないが、そういう話を今するのかなと思って。

原副委員長

県土整備委員会関係説明資料の5ページ、4「ゲートウェイとくしま」の加速、(4)新たな海上交通の導入です。

2025年大阪・関西万博に向けて、関西から徳島に大勢のインバウンドを呼び込み、徳島県の地域活性化につなげるには陸海空の交通手段の充実が大変重要と思います。

陸の本州四国連絡道路、高速バス、大鳴門橋の自転車道の設置事業、構想としましては四国新幹線、空の香港との国際線就航、海の南海フェリーに加えて、関西国際空港夢洲とを直接結ぶ新たな海上交通についてですが、県のお考えを教えてください。

遠藤運輸政策課長

新たな海上交通導入についての御質問を頂きました。

今年はいよいよ、東京2020オリンピック・パラリンピックが、また来年にはワールドマスターズゲームズ2021関西、四国デスティネーションキャンペーンというのも開催されるということで、さらに2025年には、大阪・関西万博が予定されておりまして、インバウン

ドの更なる増加が見込まれるところでございます。

これは絶好のチャンスということになりますので、これを更に本県に生かすためには様々なニーズに応じた、関西からの陸海空における多様な交通手段の確保というのが必要でございます。また、本県の誘客促進、また交流人口の拡大というのがそれで図られるものと考えております。

そこで、昨年1年間で、関西国際空港は、過去最高の2,500万人が利用したと聞いております。四国の中ではここ徳島が一番近い距離でございます。約70キロメートルしか徳島市内からだったら離れてない。70キロメートルというのは、徳島市から池田町に行くぐらいの距離でございます。それぐらい近くにあるという、関西国際空港を活用するべく四国のゲートウェイとしての役割を担うということが求められていると考えているところでございます。

関西国際空港と本県を結ぶアクセス手段を強化するということが特に必要ではないかなというふうに考えております。そこで、県といたしましては多様な交通手段の一つといたしまして、本県と関西圏域を結ぶ新交通ネットワークの構築を目指しまして、2025年の大阪・関西万博に向けまして、新たな海上交通の導入に向けた取組が重要であると考えておりまして、この度、予算を計上させていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

原副委員長

挑戦なくして新たな発見もございませんし、またいろいろな課題も出てくるとは思いますが、海上交通の導入を成功させるためには、県土整備部だけではなく観光部局など県庁一丸となって取り組むことが重要と思います。

県の海上交通導入に込める思いを教えてください。よろしくお願いいたします。

佐藤県土整備部次長

新たな海上交通導入に込める県の思いということで御質問を頂いております。

国は、我が国の成長戦略の柱といたしまして、2030年には訪日外国人旅行者数6,000万人という目標を掲げており、本県の更なる活性化のためには、更なる訪日外国人旅行者数の取り込みが欠かせないと考えております。

これまで県土整備部におきましては、インバウンドを本県に取り込んでいくために、例えば香港との国際線でありますとか、クルーズ客船の誘致などに取り組んでおりまして、まだ一步ずつではございますが、着実に本県へのインバウンドの取り込み増加というものにつながってきていると考えているところでございます。

これから今後、東京2020オリンピック・パラリンピックから2025年の大阪・関西万博など、関西圏に多くのインバウンドが見込めるチャンスを控えまして、関西圏と本県とを結ぶアクセスの多様化は、本県への更なるインバウンドの取り込みにつながってくるものと考えております。

その手段として新たな交通ネットワーク、海上交通というものの構築を目指しまして、今後、海上交通ならではの風光明媚な景観も楽しんでいただける、例えばプチクルーズ的な要素も付加いたしまして、ファミツアー旅行関係者をお招きするとか、そうした実証運

航を通じまして、まずは来年度、ニーズの把握や課題の洗い出し、そうしたものを行ってまいりたいと考えているところでございます。

県といたしましては、この事業の予算につきまして御承認を頂けたら、来年度の実証運航に向けて、徳島の魅力を訴えていく情報発信などに取り組んでおる観光部局をはじめ、関係部局、民間事業者ともしっかりと連携しながら、2025年大阪・関西万博までの本格運航に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

原副委員長

大勢の訪日客が訪れる絶好の機会を逃さないように、関係部局と連携してしっかりと取り組んでいただくことを強く要望します。応援するので頑張ってください。

それと、説明資料15ページなのですが、運輸交通対策費について教えてください。

岡委員長

小休します。(15時53分)

岡委員長

再開します。(15時54分)

佐野高規格道路課道路企画担当室長

運輸交通対策費、神戸・鳴門架橋対策費はどういう内容かという質問を頂きました。

これにつきましては、本州四国連絡高速道路の利用促進や地域間の交流促進を図るためのPRに必要な予算を計上しているということでございます。よろしく願いいたします。

原副委員長

ありがとうございます。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県土整備部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(15時54分)